

基 発 0930 第 1 号
平成 25 年 9 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 20 号。以下「算定基準」という。)により取り扱ってきたところであるが、本年 9 月 30 日から労災レセプト電算処理システムの試験稼働が実施されることに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改めることとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

また、改正後の算定基準については、医療機関等に対して適切に周知されたい。

記

- 1 記の 1 (30) の次に次を加える。

「(31) 労災電子化加算 3 点

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書 1 件につき 3 点を算定できるものとする。」

- 2 記の 8 の次に次を加える。

「9 労災電子化加算については、当分の間、平成 25 年 10 月以降の労災診療費請求分(同年 6 月 1 日以降の診療に係るものに限る。)について、試験稼働を実施する群馬労働局、東京労働局及び神奈川労働局の管内の医療機関が、電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合に限り、算定できるものとする。」

基 発 0 9 3 0 第 2 号

平成 25 年 9 月 30 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配意をお願いいたします。

基発0930第3号

平成25年9月30日

独立行政法人

労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、貴機構におかれても、傘下の労災病院等に対する当該算定基準の周知について特段の御配慮をお願いいたします。